

中央教育審議会の会議を経ないで行われた諮問について

○大学分科会

専門職大学院設置基準の改正について（平成 25 年 12 月 24 日）・・・・・・・・・・ 3

学位の種類及び分野の変更等に関する基準の改正について

（平成 25 年 12 月 24 日）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

大学通信教育設置基準の改正について（平成 26 年 2 月 12 日）・・・・・・・・・・ 14

○関連規定・・ 22

次の事項について、理由を添えて諮問します。

専門職大学院設置基準の改正について

平成25年12月24日

文部科学大臣 下村博文

(理由)

教職大学院の新設が見込まれる平成30年度までの間、優秀な教員を確保する必要があるため、教職大学院に必ず置くこととされる専任教員について、学部の専任教員又は修士課程若しくは博士課程を担当する教員(博士課程(前期を除く。))を担当する教員以外は三分の一を超えない数に限る。)がこれを兼ねることができる制度を整備する必要がある。

このため、別紙のとおり、専門職大学院設置基準の改正を行う必要があるので、学校教育法第94条の規定に基づき標記の諮問を行うものである。

(別紙)

専門職大学院設置基準改正要綱

第一 専門職学位課程の教員組織に関する改正

平成三十九年度までの間、教職大学院に必ず置くこととされる専任教員について、教育上支障を生じない場合には、学部の専任教員又は修士課程若しくは博士課程を担当する教員（博士課程（前期を除く。）を担当する教員以外は三分の一を超えない数に限る。）がこれを兼ねることができるようにするため、所要の規定改正を行うこと。

第二 施行期日

この改正は、平成26年4月1日から施行するものとする。

教職大学院における専任教員関係の

特例措置に係る省令改正について

(1) 改正の趣旨

専門職大学院設置基準上必ず置くこととされる専任教員（以下「必置教員」という。）については、原則、他の学位課程の教員と兼ねることができないが、現在は、平成 15 年度から 25 年度までの特例措置により、他の学位課程の教員が必置教員を兼ねることができることとされている。

また、昨年 11 月の同基準の改正により、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、特例措置が終了する平成 26 年度以降においても、必置教員を兼ねることができることとされた。

他方、教職大学院については、「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（平成 24 年 8 月 28 日中央教育審議会答申）において、必置教員を他の学位課程の必置教員数に算入することについて検討を行う必要があるとされたことを踏まえ、昨年 11 月の改正とは別に教職大学院制度の見直しの中で検討を進めてきたところであり、今次、特例措置が終了する平成 26 年度以降の教職大学院の取扱いに係る省令改正しようとするものである。

(2) 改正の概要

同答申で教職大学院制度の発展・拡充が提言されていること、「これからの大学教育等の在り方について」（平成 25 年 5 月 28 日教育再生実行会議第三次提言）及び「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」（平成 25 年 6 月 20 日文科科学省）において、教職大学院への重点化などの国立の教員養成大学・学部の組織編制の抜本的見直しが示されていること等を踏まえ、今後、教職大学院の新設が見込まれることから、その拡充期に優秀な教員を確保する必要がある。

そこで、現在の特例措置が終了する平成 26 年度以降についても、教職大学院の新設が見込まれる平成 30 年度までの間は、教職大学院の必置教員について、現在の特例措置と同様に、学士課程・修士課程・博士課程前期を担当する教員についてはその 3 分の 1 を超えない範囲で、博士課程（前期を除く。）を担当する教員についてはその 3 分の 1 を超えて、これを兼ねることができるよう所要の省令改正を行う。

(3) 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

中教審第168号
平成25年12月24日

文部科学大臣 下村博文 殿

中央教育審議会会長

三村 明夫

専門職大学院設置基準の改正について（答申）

平成25年12月24日付け25文科高第675号で諮問のありました標記の件については、これを適当と認めます。

次の事項について、理由を添えて諮問します。

学位の種類及び分野の変更等に関する基準の改正について

平成25年12月24日

文部科学大臣 下村博文

(理由)

学位の種類及び分野の変更を伴わない範囲において、大学の自主的・自律的な組織編制を可能とするという届出設置制度の趣旨に鑑み、同制度を適切に運用するとともに、大学の教育研究の質を担保するため、学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年文部科学省告示第39号）における目的養成分野の取扱い及び学際分野の取扱いについて所要の改正を行うものである。

このため、別紙のとおり、学位の種類及び分野の変更等に関する基準の改正を行うことについて、学校教育法第94条の規定に基づき標記の諮問を行うものである。

学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示について
(平成15年文部科学省告示第39号)

1. 改正の趣旨

学位の種類及び分野の変更を伴わない範囲において、大学の自主的・自律的な組織編制を可能とするという届出設置制度の趣旨に鑑み、同制度を適切に運用するとともに、大学の教育研究の質を担保するため、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」(平成15年文部科学省告示第39号)における目的養成分野の取扱い及び学際分野の取扱いについて所要の改正を行う。

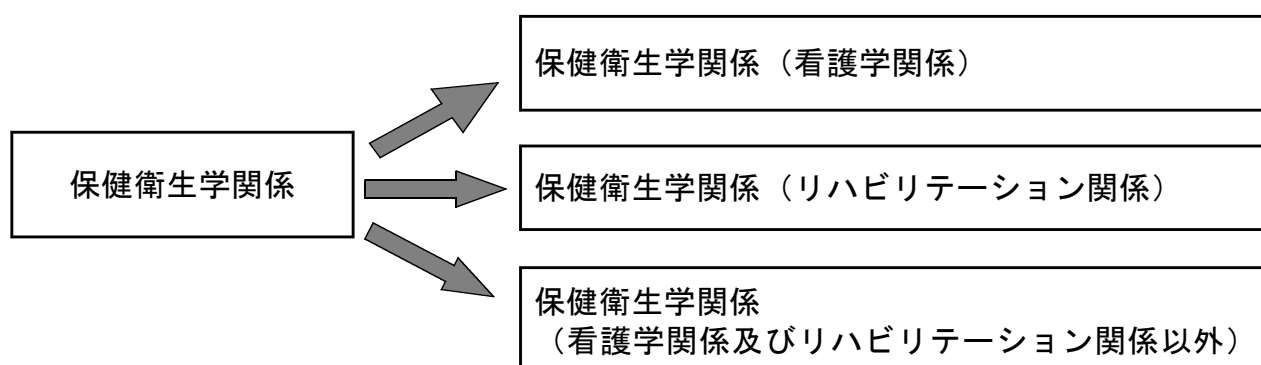
2. 改正の内容

(1) 「保健衛生学関係」分野の見直し

届出設置制度は、学位の種類及び分野の変更を伴わない範囲において、大学の自主的・自律的な組織編制を可能とするものである。具体的には、カリキュラムや教員等に求められる専門性や必要となる教育研究環境等について、ある程度の同一性をもっており、教育研究環境の大幅な変更を伴わず、教育研究の質の担保が確保できる状態である場合に、当該制度を活用できるものであることが前提となっている。

しかるに、学位の分野の1つである「保健衛生学関係」については、多くの目的養成分野が含まれるが、その中には、それぞれ専門性が相当程度明確であり、かつ分野間での互換性が高くないものも含まれている。特に、看護学関係及びリハビリテーション関係については、目的養成分野であって、カリキュラムや教員に求められる専門性が相当程度明確であり、かつ分野間での互換性が高くないことから、届出設置に際してほとんど新規採用教員のみで教員組織を構成するケースも少なくない。

以上の状況を踏まえ、届出設置制度の趣旨に則り、「保健衛生学関係」分野について、「看護学関係」及び「リハビリテーション関係」を独立した学位の分野とすることとし、学位の分野について定めている上記告示の別表第一及び別表第二について所要の改正を行うこととする。

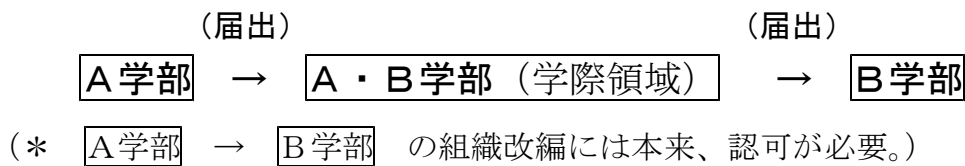


(2) 「学際領域」の扱いの見直し

現在、複数の学位の分野が含まれる場合には「学際領域」として取扱い、他分野から「学際領域」への改編及び「学際領域」から他分野への改編については、教員数の半数以上が既設の学部等に所属していた教員で占められる場合は、届出で足りることとされている。

しかし、実際の運用においては、この届出設置制度による改編を複数回重ねることによって、本来であれば、学位の分野等が変更となるような内容の組織改編が行われるという事例も生じている。このようなケースは、届出設置制度の趣旨に合致しているとはいえないことから、当該仕組みの見直しを行うこととする。

<複数回重ねて届出を行う例>



具体的には、学位の分野が複数にわたる場合でも、それらを構成する学位の分野が特定できる場合には、「学際領域」としては取り扱わず、当該構成する学位の変更を伴う改編については認可を要することとする。また、構成する学位の分野が特定できない「学際領域」(教養学部等)に係る改編についても、原則として認可を要することとし、教員組織等に実質的な変更を伴わない場合(教養学科から教養学部への改編等)に限り、届出設置制度を活用できることとし、上記告示の別表第一及び別表第二の各備考について所要の改正を行うこととする。

3. スケジュール (予定)

平成26年 2月 3日 改正基準公布
平成26年 4月 1日 改正基準施行

○ 学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

別表第一		改 正 案	別表第一	現 行	
学位の種類	学位の分野	学位の種類	学位の分野	学位の種類	学位の分野
学士、修士及び博士 専門職学位（法務博士（専門職）及び教職修士（専門職）を除く。）	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）	学士、修士及び博士 専門職学位（法務博士（専門職）及び教職修士（専門職）を除く。）	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係	学士、修士及び博士 専門職学位（法務博士（専門職）及び教職修士（専門職）を除く。）	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係

学科の種類	別表第二	<p>備考 学際領域等右記の区分により難い学位の分野の判定に当たっては、既設の学部等の廃止を伴い、かつ、設置等又は開設に係る学部等の教員数（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。）の半数以上が当該既設の学部等に所属していた教員で占められること等により、設置等又は開設の前後において、当該大学が授与する学位の分野の変更を伴わないと認められる場合に限り、第一条第一項第二号又は第二項第二号の規定に該当するものとして取り扱う。</p>	(略)	(略)
			短期大学士	<p>文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）</p>

学科の種類	別表第二	<p>備考 学際領域等右記の区分により難い学位の分野の判定に当たっては、設置等又は開設に係る学部等の教員数（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。）の半数以上が既設の学部等に所属していた教員で占められる場合に限り、第一条第一項第二号又は第二項第二号の規定に該当するものとして取り扱う。</p>	(略)	(略)
			短期大学士	<p>文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係</p>

<p>備考 学際領域等右記の区分により難い学科の分野の判定に当たっては、既設の学科の廃止を伴い、かつ、設置に係る学科の教員数の半数以上が当該既設の学科に所属していた教員で占められること等により、当該設置の前後において、学科の分野の変更を伴わないと認められる場合に限り、第二条の規定に該当するものとして取り扱う。</p>	<p>高等専門学校の学科</p> <p>文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係）（看護シヨン関係）、保健衛生学関係（看護シヨン関係）、保健衛生学関係（看護シヨン関係及びリハビリテーション関係を除く。）</p>
<p>備考 学際領域等右記の区分により難い学科の分野の判定に当たっては、設置又は開設に係る学科の教員数の半数以上が既設の学科に所属していた教員で占められる場合に限り、第二条の規定に該当するものとして取り扱う。</p>	<p>高等専門学校の学科</p> <p>文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係</p>

中教審第169号
平成25年12月24日

文部科学大臣 下村博文 殿

中央教育審議会会長

三村 明夫

学位の種類及び分野の変更等に関する基準の改正について（答申）

平成25年12月24日付け25文科高第678号で諮問のありました標記の件については、これを適当と認めます。

次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学通信教育設置基準の改正について

平成26年2月12日

文部科学大臣 下村 博文

(理由)

平成24年4月に構造改革特別区域推進本部で決定された「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価・調査委員会の評価意見等に関する今後の政府の対応方針」においては、「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」について、教員と学生との対面性を補完し得る方策などインターネット大学に関する課題について、専門的な見地から十分な検討を行った上で、平成25年度中を目途に全国展開を行うこととされている。

このため、別紙のとおり、大学通信教育設置基準の改正を行う必要があるため、学校教育法第94条の規定に基づき標記の諮問を行うものである。

大学通信教育設置基準改正要綱

第一 大学通信教育設置基準の改正

通信教育学部のみを置く大学であって、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものについては、インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を当該大学が講じており、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、通信教育学部を置く大学の校舎等の施設の面積基準を満たさなくてもよいこととすること。

第二 規制の特例措置に関する規定の削除

「文部科学省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令」における「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」に関する規定を削除すること。


第三 施行期日

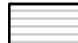
この改正は、平成26年4月1日から施行するものとする。


インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業(特区832)の全国展開について

現行の通信制大学について

平成13年3月における大学通信教育設置基準の一部改正により、124単位すべてをインターネットによる授業により単位の取得が可能となる。

 : 特に履修方法に指定のない単位

 : 面接授業又はメディア（インターネットを含む）授業

 : 放送授業

卒業に必要な単位数 = 124単位

③30単位以上=面接授業又はメディア（インターネットを含む）授業



①94単位まで=印刷教材による授業、放送授業、
メディア（インターネットを含む）授業

②10単位まで=放送授業で代替可能

①+③=124単位までメディア授業による単位の取得が可能

特区832における特例措置の内容

教育研究に支障がないと認められる場合に限り、インターネットのみを利用して授業を行う大学については、大学通信教育設置基準の校舎等面積の基準によることなく設置を可能とする。

○特例措置の適用対象となる大学の定義

通信教育を行う学部のみを置く大学であって、インターネットを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う授業科目のみにより教育課程を編成するもの。

⇒ 卒業要件となるスクーリングや実験に当たって、学生の登校を求める等、インターネット等による授業のみで当該大学の卒業要件を満たすことができない場合は、学生が登校してくることを前提に校舎等の施設を整備する必要があるため、特例措置の対象外となる。

○特例措置の適用対象大学

平成19年4月 サイバー大学設置（福岡市）

IT総合学部（入学定員：600名）

世界遺産学部（入学定員：600名） ※平成22年10月 学生募集停止

平成22年4月 ビジネス・ブレークスルー大学設置（千代田区）

経営学部 グローバル経営学科（入学定員：200名）

ITソリューション学科（入学定員：100名）

特区832の全国展開に関する構造改革特別区域推進本部の決定（平成24年4月9日）

大学（学部）については、規制所管省庁において、教員と学生との対面性を補完しうる方策などインターネット大学に関する課題について、専門的な見地から十分な検討を行った上で、全国展開を行うこと。（平成25年度を目途に措置）

○大学通信教育等における情報通信技術の活用に関する調査研究協力者会議の設置

（平成24年7月27日）

特区832の全国展開に伴う大学通信教育設置基準の在り方、具体的には、「特例措置の実施に伴う課題と、それに対処するために必要な措置」及び「大学通信教育設置基準の具体的な改正の方向性」を当面の検討課題とする。

協力者会議における議論の方向性

(1)望ましい施設の在り方について

◆インターネット等により通信教育を行う学部のみを置く大学であって、卒業に必要な124単位のすべてを取得することができ、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合の特例として、大学通信教育設置基準第10条第2項に規定する校舎等の施設の面積基準にかかわらず大学の設置等を行うことができること

⇒この場合であっても、当該大学の教育研究に必要な校舎を備えること

(2)教育研究に支障がないと認める要件について

◆教育研究に支障がないと認めるため、インターネット大学の強みをより際立たせ、かつ、従来の通信制や通学制の大学と遜色ない教育水準を確保するために必要な機能を備えること

⇒インターネット等による授業の設計、配信等に係る専門知識を有する者(インストラクショナルデザイナー)の配置など、メディア授業を十全に実施するための体制を整備すべきこと

⇒学生の円滑な学習を確保するため、学生に対する技術面及び教育面での十分な支援を行うべきこと

⇒学生のうち、特に社会人経験のない者の教育に十分に配慮すべきこと

(3)「対面性を補完」する方策について

◆対面性を補完するための方策として、個々の学生の総合的な能力や学習成果を確認すべきと考えられる場面に絞って、教員と学生本人の一对一のやりとりが可能となる同時双方向の手段を適切に導入するよう求めること

⇒教育課程の中に、同時双方向の形式で行われる教育活動を適切に取り入れるべきこと

⇒少なくとも卒業の可否を判断する局面において、教員と学生が一对一で行う口頭試問等の取組を実施することが期待されるが、これに加え、各大学の教育課程において重要と考えられる授業科目においても、必要に応じて同様の取組を行うよう努めるべきこと

(4)許容しうる面接授業の範囲について


◆卒業要件外で面接授業を行う場合には、面積基準の特例の適用対象となること


⇒卒業要件である124単位の外で、面接授業を実施することは差し支えないこと。

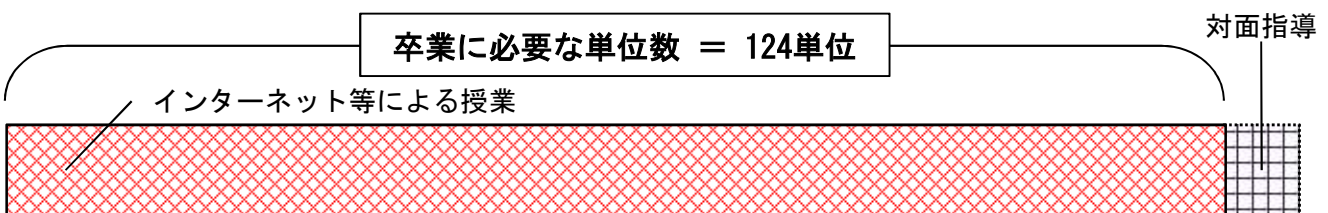
⇒面接授業を含む対面の機会については、その実施科目、実施時期、実施場所等をあらかじめシラバス等で示す必要があること

大学通信教育設置基準改正後のイメージ

特例を活用できる大学 124単位すべてをインターネット等による授業で取得できる学部だけを設置


 : インターネット等による授業

 : 対面指導

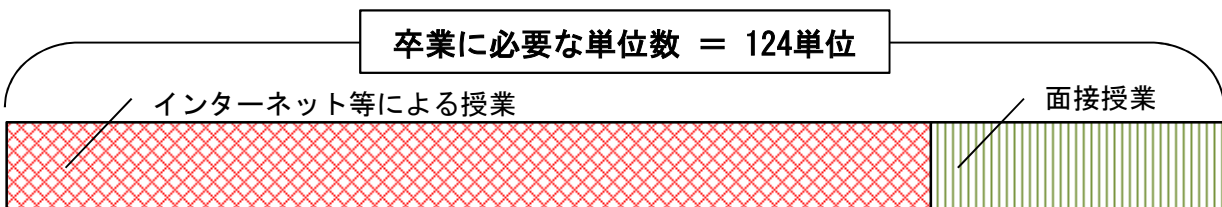


⇒別表第二に定める面積基準を **緩和**

特例を活用できない大学 一部を面接授業により、その他すべての単位をメディア授業により取得

 : インターネット等による授業

 : 面接授業



⇒別表第二に定める面積基準を **適用**

○大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が

履修させることができる授業について定める件（平成十三年三月三十日文部科学省告示第五十一号）

大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について次のように定め、平成十三年三月三十日から施行する。

なお、平成十年文部省告示第四十六号(大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件)は、廃止する。

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

- 一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所(大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。)において履修させるもの
- 二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの

○大学通信教育設置基準(昭和56年10月29日文部省令第33号)(抄)

第10条 通信教育学部を置く大学は、当該学部に係る大学設置基準第36条第1項に規定する校舎を有するほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。

2 前項の校舎等の施設の面積は、別表第二のとおりとする。

別表第二 通信教育学部の校舎等面積（第10条関係）

学部の種類	収容定員 4,000 人 の場合の面積 (㎡)	収容定員 8,000 人 の場合の面積 (㎡)	収容定員 12,000 人 の場合の面積 (㎡)	収容定員 16,000 人 の場合の面積 (㎡)
文学関係	3,440	5,790	8,390	11,000
教育学・保育学関係	3,440	5,790	8,390	11,000
法学関係	3,690	6,040	8,520	11,130
経済学関係	3,690	6,040	8,520	11,130
社会学・社会福祉学関係	3,690	6,040	8,520	11,130
理学関係	7,660	13,560	19,630	25,870
工学関係	8,750	15,490	22,420	29,550
家政関係	5,520	9,660	14,120	18,590
美術関係	5,340	9,350	13,670	18,000
音楽関係	4,780	8,370	12,230	16,100

○大学設置基準(昭和31年10月22日文部省令第28号)(抜粋)

第36条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）
- 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

2～6 (略)

大学通信教育等における情報通信技術の活用に関する
調査研究協力者会議 委員名簿

(五十音順、敬称略)

- | | | |
|------|-----|-------------------|
| ○來 生 | 新 | 放送大学副学長 |
| ○向 後 | 千 春 | 早稲田大学教授 |
| ○小 松 | 秀 圀 | 日本イーラーニングコンソシアム会長 |
| ○五月女 | 芳男 | 産業能率大学理事 |
| ○鈴 木 | 克 夫 | 桜美林大学教授 |
| ○高 橋 | 陽 一 | 武蔵野美術大学教授 |
| ○田 島 | 貴 裕 | 北海道大学技術専門職員 |
| ◎西 原 | 明 法 | 東京工業大学教授 |
| ○三 石 | 大 | 東北大学准教授 |

※ ◎は座長

(計9名)

大学通信教育設置基準の一部 を改正する省令案について

(1)改正の趣旨

- ◆ 平成16年の「構造改革特区の第4次提案に対する政府の対応方針」(構造改革特別区域推進本部)により規制の特例措置とされた「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」(特区832)については、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価・調査委員会の評価意見等に関する今後の政府の対応方針」(平成24年4月9日構造改革特別区域推進本部)において、教員と学生との対面性を補完し得る方策などインターネット大学に関する課題について、専門的な見地から十分な検討を行った上で、平成25年度を目途に全国展開を行うこととされている。
- ◆ このため、通信教育学部のみを置く大学であって、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク(以下「インターネット等」という。)を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものについては、インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を当該大学が講じており、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、通信教育学部を置く大学の校舎等の施設の面積基準を満たさなくてもよいこととするための改正を行う。

(2)改正の概要

①大学通信教育設置基準の改正

通信教育学部のみを置く大学であって、インターネット等を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものについては、インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を当該大学が講じており、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、通信教育学部を置く大学の校舎等の施設の面積基準を満たさなくてもよいこととする。(第10条第2項関係)

②規制の特例措置に関する規定の削除

「文部科学省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令」における「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」に関する規定を削除する。(第9条関係)

(3)施行期日

この改正は、平成26年4月から施行するものとする。

(4)留意事項

通信教育学部のみを置く大学であって、インターネット等を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものが、大学設置基準第10条第2項に規定する校舎等の施設の面積基準を満たさない場合は、上記改正事項のほか、以下の点等に留意することが重要。

①校舎等の施設について

- ◆ 校舎等の施設の面積基準を満たさない場合であっても、当該大学の教育研究に必要な校舎等を備えること(第10条第1項に規定する教室・研究室・図書室等の校舎等は備える必要があること)
- ◆ 卒業要件内で面接授業を行いたい場合は、従来通り校舎等の施設の面積基準を満たす必要があること

②学生への支援について

- ◆ インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえ、学生に対する技術面・教育面での十分な支援を行うとともに、学生の心理面への十分な配慮が必要であること
- ◆ 学生のうち、特に社会人経験のない者への十分な配慮が必要であること

③対面性の補完について

- ◆ 対面性を補完するための方策として、個々の学生の総合的な能力や学習成果を確認すべきと考えられる場面に絞って、教員と学生本人の一对一のやりとりが可能となる同時双方向の手段を適切に導入すること

関連規定

○中央教育審議会の会議の運営について（抄）

（平成 25 年 2 月 27 日 中央教育審議会申し合わせ）

第 1 文部科学大臣は、中央教育審議会運営規則（平成 25 年 2 月 27 日中央教育審議会決定）第 3 条第 2 項の表の下欄に掲げる事項については、中央教育審議会（以下「審議会」という。）の会議を経ないで諮問することができる。

第 2 文部科学大臣は、前項の方法により諮問するときは、あらかじめ、会長にその諮問の内容を報告するものとする。

第 3 文部科学大臣は、第 1 の方法により諮問したときは、速やかに、審議会にその諮問の内容を報告するものとする。

【参照条文】

○中央教育審議会令（抄）

（政令第 280 号 平成 12 年 6 月 7 日）

（分科会）

第五条

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○中央教育審議会運営規則（抄）

（平成 25 年 2 月 27 日 中央教育審議会決定）

第三条

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項（スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。）
初等中等教育分科会	<p>一 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p> <p>二 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>
大学分科会	<p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p> <p>二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>
スポーツ・青少年分科会	スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十一条第二項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項並びに社会教育法第十三条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項（青少年教育に係るものに限る。）